

ID: 3026

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	指定証又は標識の再交付		
法令名 根拠条項	母体保護法施行令 第5条		
法令番号	昭和24年政令第16号		
<p>【基準】</p> <p>政令第5条の規定による。</p> <p>第5条 都道府県知事は、指定証又は標識を亡失し、又は損傷した被指定者から指定証又は標識の再交付の申請があつたときは、指定証又は標識を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日